

2026 年 9 月 1 日版
株式会社USEN WORK WELL

第 1 章 総則

第1条（サービスについて）

こころの保健室（以下「本サービス」といいます。）は、こころの保健室 契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、株式会社クリエイトエンディ（以下「提供者」といいます。）が提供するサービス（サービス提供の形態は、インターネットによる SaaS 型又は紙媒体による書面記載型があります。）であり、株式会社USEN WORK WELL（以下「当社」といいます。）は、本サービスの利用（提供を受けることを指します。）を許諾する者です。

2. 当社は、本サービスの利用契約（以下「加入契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます。）に、契約期間中、契約者の定める者（以下「利用者」といい、契約者と併せて「契約者ら」といいます）が本サービスを利用するために必要となる ID・パスワード（以下単に「ID」といいます。）を利用者一人につき ID を発行、貸与します。

3. 利用者は、i）インターネット上の「こころの保健室」ページ（以下「本サイト」といいます。）にアクセスの上、ID をもってログインすること、又は ii）別途当社所定の書面に必要事項を記入の上、当社または提供者に提出すること、のいずれかの方法にて本サービスを利用することができます。

第2条（適用関係）

本約款は、契約者ら及び加入申込を行おうとする者（以下「加入申込者」といいます。）に適用されます。

2. 本サービスに関して、当社が発行した「御見積書」、若しくは当社が承諾した「御申込書」の記載内容と「本約款」の規定が抵触するときは、当該「御見積書」・「御申込書」の記載内容が本約款に優先して適用されるものとします。

第3条（約款の変更）

当社は、本約款を任意に変更することがあります。この場合、契約者らは、本サービスが変更後の約款の適用を受けることを予め承諾するものとします。

第 2 章 契約

第4条（契約主体）

契約者は、法人（みなし法人を含む）に限ります。また、利用者は、契約者の役員または雇用契約を締結している者に限ります。

第5条（加入契約申込みの方法）

加入申込者が加入契約の申込みをするときは、本約款の内容を承諾の上、当社所定の「御申込書」に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条（加入契約申込みの承諾）

当社は、「御申込書」を受け付けた順序に従って審査、加入契約締結の承諾に係る連絡を当該受け付けした日から3日（当社営業日とします）以内に契約者にいたします。なお、当該日まで第4項に定める非承諾の通知がなされない場合、当該日を経過した時をもって当該承諾がなされたと見做します。

2 当社が加入契約を締結する日は、当該承諾をした日に係らず「御申込書」を当社が受け付けた日に遡及するものとし、契約者は、これを予め承諾するものとします。

3 当社は、次の各号のいずれか一の適用を自らが判断した場合、加入申込者の加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 与信基準を満たせないと判断したとき。
- (2) 加入申込者が「御申込書」に虚偽の事実を記載したと判断したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難と判断したとき。
- (4) 本約款の規定に違反するおそれがあると判断したとき。
- (5) 当社のサービスにおいて過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると判断したとき。
- (6) 暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると当社が判断したとき。
- (7) その他、当社の業務の遂行上著しい支障がある、または支障があるおそれがあると判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、承諾しない旨を当社所定の方法で、加入申込者に通知します。

第7条（申込みの取消し）

契約者は、「御申込書」の当社への提出日から本サービスの提供開始日までの期間に限り、別記の3に定める加入契約の申込みの取消しに係る費用を当社の請求に従って支払うことにより、加入契約の申込みを取消すことができます。

第8条（契約期間及び期間内解除）

本サービスの契約期間は、別記の1に定める通りとします。

2 契約期間内に契約者が第14条に基づき当社との加入契約を解除した場合、又は第15条に基づき当社が解除を行った場合のいずれの場合も、契約者は当社が別記の4に定める違約金を支払わなければならないものとします。また、契約者が支払ったサービス利用料は本約款に特段の規定がある場合を除き返還しないものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社から「御申込書」に記載された契約者の指定する電子メールアドレスに通知いたします。

第9条（契約更新）

契約者が1ヶ月前までに当社所定の書面により通知をしないときは、加入契約は自動的に従前の契約期間に応じ同条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

2 前条第2項の規定は、更新された加入契約においても準用されるものとします。

第10条（本サービスのコース）

本サービスには、別記の1に規定するコースがあります。

第11条（本サービスのコース変更）

契約者は、上位のコースへのコース変更のみ行うことができます。

2 加入契約の当該提供開始日の属する月の翌月から11ヶ月目の月末日までに当社所定の書面を当社に提出することにより、13ヶ月目の1日から本サービスを上位コースへ変更することができます。

- 3 当社は、前項の請求があったときは、第6条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 本条の定めに従いコース変更が行われたとき、契約者は、当該変更が行われた日の属する月の末日までにサービス利用料の差額を当社の請求に従って一括して支払うものとします。

第12条（ID数の追加、返却について）

契約者は、IDの追加、返却を希望する場合、管理者が管理画面より入力を行うものとします。なお、契約者はIDの追加に係る手続の手数料として別記の2に定める一時金を当社の請求に従って支払うものとします。

2 契約期間内に、契約者がIDの追加変更をした場合の追加IDに係るサービス利用料については、第23条及び第24条に定めるものとします。

第13条（通知および連絡）

当社から契約者への個別の通知は、契約者から届出のあった情報に基づいて行うものとします。

2 契約者は、本サービスの利用にあたっての管理責任者を選任し、その氏名および連絡先等の情報を当社に通知するものとします。

3 前2項の情報に変更が生じた場合、契約者は速やかに当社に通知するものとします。なお、当社は当該変更の事実を証明する書類の提示を求めることがあり、契約者はこれに応じるものとします。

4 第1項および第2項の情報に不備があることによる不利益は、すべて契約者が負うものとします。

第14条（契約者が行う加入契約の解除）

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し加入契約を解除するものとします。

第15条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、契約者について次の各号に掲げるいずれかの事由があると自らが判断したときは、直ちに無催告で加入契約の解除を行うことができます。

- (1) 契約者らが、本約款の定める義務に違背したと判断した場合。
- (2) 契約者が所定の料金等の支払いのために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
- (3) 契約者について破産手続又はその他の倒産手続が開始した場合。
- (4) 契約者が、当社に対し虚偽の事実を申告したと判断した場合。
- (5) 契約者らが反社会的な団体である場合又は契約者が反社会的な団体の構成員であると判断した場合。
- (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがあると判断した場合。

2 当社が本条に定める解除を行ったときは、加入契約は、その解除の通知が契約者に到達した日をもって終了するものとします。

3 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、その契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第16条（権利義務の譲渡制限）

契約者らは、当社より事前に書面による同意を得ることなく、加入契約上の地位を第三者に承継させ、または加入契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせてはならないものとします。

第3章 サービスの利用

第17条（本サービスの内容）

本サービスのコンテンツの内容等については、「こころの保健室」仕様書（以下「仕様書」といいます）に定めるものとします。

第18条（インターネットへの接続）

本サービスには利用者の端末機器からインターネットに接続するために必要なサービスは含まれません。本サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、利用者の端末機器をインターネットに接続するための手段を契約者または契約者らの責任において用意する必要があります。

第19条（禁止事項）

契約者らは、本サービスの利用にあたって別紙に規定する「迷惑行為について」に定める行為を行ってはならないものとします。なお、利用者が行った当該行為は契約者の行為とみなします。

2 契約者らが前項に該当する行為を為したと当社により認められた場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用を中断または契約者との加入契約を解除できるものとします。

3 当社は、前項の措置を取ったことにより利用者が本サービスを利用できず、これにより契約者らにおいて損害が発生したとしてもいかなる責任も負わないものとし、契約者らはこれを予め承諾するものとします。

第20条（IDの管理）

契約者は、自らIDを善良な管理者の注意をもって適切に管理し、本約款に定める場合を除いて、利用者以外の第三者に利用させること、他に漏れることのないように注意を尽くさなければならず、また利用者にこれを遵守させるものとします。

2 本サービスは、本サイトにアクセスした者において、正しいID（本項においてはパスワードを含まないIDそのものをいう。）を構成する文字列と入力されたIDを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

3 当社は、IDが不正に使用されたことにより契約者らに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことにより契約者らに生じた損害についても一切の責任を負いません。

4 契約者は、第1項に違反し当社に損害を生じさせたときは、これを賠償する責任を負います。

5 契約者は、当社から貸与されたIDが不要となった場合（当該IDの利用者が退職した場合を含むがこれに限らない）、直ちに第12条第1項に定める手続に従い当社に対してこれを返却するものとします。

第21条（情報の取扱い）

当社及び提供者は、本サービス利用のため収集する個人情報、個人の健康状態を含む機微な情報であることを認識し、利用者本人から明示的な同意を得て取得し、法令及び当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき厳正にこれを取扱います。

第4章 利用制限および利用停止

第22条（サービスの一時的な停止）

当社若しくは提供者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、契約者らに事前に通知することなく、一時的に本サービスを停止することがありますが、これにより契約者らに生じた損害について、一切の責任を負いません。なお、契約者に事前に本サービスの一時的な停止を案内し、契約者がこれを承諾した場合も同様とします。

- (1) 設備またはシステム等の障害が発生し、点検・保守を緊急に行う必要が生じた場合
- (2) 天災地変、または不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) その他、運用上または技術上の理由でやむを得ない場合

第5章 料金等

第23条（本サービスの料金）

サービス利用料は、本サービスの提供開始日の翌月1日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、次条に定める期日までに当社が請求した金額を支払っていただきます。なお、日割り計算は行わないものとします。但し、オプションサービスについては別記の2に定める通りとします。

2 サービス利用料は、「御見積書」・「御申込書」に定めるものとします。

3 契約者が支払ったサービス利用料について、当社は、特段の定めがない限り、これを返金しない（IDの返却の場合を含む）ものとします。

第24条（サービス利用料の支払い）

当社は、本サービスの提供期間の開始月の翌月を起算月とし、起算月から1年分のサービス利用料を、一括して起算月末日までに契約者に請求するものとし、契約者は、これを請求月の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします（振込に係る手数料は、契約者の負担とします）。契約者より一度支払われたサービス利用料は、本約款に特段の定めのない限りいかなる場合であっても返金しません。

2 第12条第1項に基づいてIDが追加された場合、追加されたIDに係るサービス利用料について、当社は、IDが追加された日の属する月の翌月を起算月として、起算月末日までに、契約期間の残余の期間に対応する追加されたIDに係るサービス利用料を一括して請求するものとし、契約者は、これを請求月の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、加入契約が更新された場合、更新後の加入契約のサービス利用料の額は、当該更新時におけるIDの数に基づいて算出されるものとします。

第25条（割増金と遅延損害金）

契約者は、サービス利用料または、加入契約の定めに基づき生じた当社に対して支払うべき金銭（以下「料金等」といいます。）の支払いを不法に免れた場合、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社に対して支払うものとします。

2 契約者は、料金等その他の金銭的債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過

してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合（年 365 日の日割換算）で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

第26条（消費税）

契約者が当社に対し料金等を支払う場合において消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が賦課されるときは、その支払いを要する額は当該料金等の額に消費税等を加算した額とします。

第 6 章 サービスの管理責任と改善

第27条（サービスの管理責任と改善）

当社は、契約期間内において、常に本サービスを正常な状態に維持するよう提供者を管理、指導します。ただし、契約者らの管理下にある機器およびその付属設備等の保守は、各々の責任において行うものとします。

2 当社または提供者の設備もしくは、本サービスに障害を生じ、またはその設備が損傷したことを当社が知ったとき、当社は、自らまたは提供者をして速やかにその設備を修理・復旧するものとします。

3 当社または提供者は、本サービスの質的・機能的改善のために必要な場合、本サービスの機能・品質を改善することができるものとします。また、当社は、本約款の他に別途運用等に関する規則を定めることができるものとします。

4 前項における改善及び規則の制定が行われた場合、当社はその内容を契約者らに本サイトに掲示する方法で通知するものとします。

第 7 章 減額と免責

第28条（料金の減額）

当社は、本サービスの利用において、当社または提供者の故意または重過失によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、次項の定めに従って契約者のサービス利用料の返還請求に応じます。ただし、天災または事変等その他の当社または提供者の責めによらない理由、もしくは他の電気通信事業者又は第三者の責めに帰すべき理由により本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項に基づいて返還される額は、「御見積書」・「御申込書」に定める金額のうちサービス利用料の12分の1に相当する額を上限として、本サービスが全く利用し得ない状態が継続した期間に相当する金額とします。この場合、返還される金額については日割計算で算定するものとし、1 日未満は切り捨てるものとします。

3 契約者が、第 1 項に従い返還請求をできる日から 2ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者はその権利を失うものとします。

第29条（免責事項）

当社及び提供者は、本サービスの内容および本サービスの利用における利用者の成果物（受講履歴やアンケート結果、調査票の結果等）の正確性、有用性について一切保証しないものとします。

2 当社及び提供者は、本サービスの利用により契約者らに生じた損害及び本サービスに関

連して生じた損害について、その過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第30条（機器の仕様）

本サービスの利用に必要な機器の仕様は、仕様書に定めるとおりとし、当該仕様を満たす機器を使用しない場合、本サービスを利用できない可能性があることを契約者らはあらかじめ同意するものとします。

第8章 雑 則

第31条（契約者らの義務）

契約者らは、当社が付与するIDについて、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに、当社に届け出るものとします。

2 契約者は、前項の不正使用に関して、他の利用者等からクレーム、または紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとします。

3 契約者は、利用者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者らが、本約款上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって当該利用者と連帯して当該損害を賠償するものとします。

第32条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第33条（不可抗力）

当社は、ストライキ労働争議、内乱、通商禁止、火災、洪水、爆発、地震その他の自然災害、政府の行為もしくは規制、その他当事者の故意または過失によるものではなく、当事者の支配することのできない不可抗力的事由により本約款の履行の遅滞や不履行が引き起こされた場合には、一切その責任を負わないものとします。ただし、不可抗力により債務を履行できない場合には、当社は契約者に対しその旨を速やかに通知する努力を行い、履行の努力を行うこととします。

第34条（再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。なお、契約者は、当社が自らなすべき業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第35条（個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第36条（個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、提供者（提供者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第37条（個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第38条（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第39条（準拠法）

加入契約及び本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第40条（合意管轄）

当社及び契約者らは、加入契約及び本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

別記

1. コース一覧、サービス利用料

コース	エントリー	シンプル	エコノミー	ライト	スタンダード
	(2年契約)	(2年契約)	(2年契約)	(2年契約)	(単年契約)
契約期間	2年	2年	2年	2年	1年
サービス 利用料 (1年間分)	600円/1ID	960円/1ID	1,200円/1ID	1,800円/1ID	3,000円/1ID
最低利用 ID数	200	200	100	50	50
発注単位 ID数	10	10	10	10	10

※契約期間は、サービス提供開始日の翌月1日から起算します。

2. オプション利用料

種別	単位	従業員数	利用料
システムカスタマイズ費用	別途見積り	-	別途見積り

3. 一時金等

種別	単位	料金
初期設定費	1 契約ごと	50,000 円
I D 数の追加時の手続に係る費用	1ID ごと	別途見積り
加入契約の申込みの取消に係る費用	1 契約ごと	実費
書面記載型	1ID ごと	500 円

4. 違約金

契約者は、本約款に定める違反行為または禁止されている行為を行った場合、次の違約金を当社に支払うものとします。なお、違約金の支払方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

種別	違約金	単位	内容
解約違約金	当該加入契約に定める有効期間の残期間分の利用料に相当する額	1 回	第 14 条の定めにより契約者が解除を行った場合、および第 15 条の定めにより当社が解除を行った場合の違約金

別紙

迷惑行為について

本サービスの利用における迷惑行為の具体的な内容について、以下に記します。なお、これらは具体例の列挙であり、迷惑行為の範囲を限定しているものではありません。また、法令の改正その他の事情により、内容が変更、追加、削除されることがあります。

- ① IDおよびパスワードを不正に使用する行為
- ② 本サービスを通じて、または本サービスに関連してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用若しくは提供すること
- ③ 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- ④ 本サービスのコンテンツの全部または一部の修正およびコンテンツを基にした派生的制作物を作成する行為
- ⑤ 商標権等の工業所有権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- ⑥ 本サービスを通じて入手したデータ、情報、文章、ソフトウェア等に関し、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版等を行う行為
- ⑦ 第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- ⑧ 第三者を差別もしくは誹謗中傷しまたは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- ⑨ 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為、もしくはその恐れのある行為
- ⑩ 性風俗、宗教、政治に関する活動
- ⑪ 法令違反、本約款違反もしくは公序良俗違反（わいせつ、暴力、残虐等）にあたる行為
- ⑫ 当社の営業や本サービスの運営を妨げ、信用を毀損する、またはその恐れのある行為。あるいはそれらの情報を提供する行為。
- ⑬ 他の契約者または利用者の登録情報もしくは個人情報にアクセスしたり、アクセスを試みる行為。
- ⑭ 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為。
- ⑮ その他当社が不適切と認める行為。